学校現場における業務の適正化に向けて(関係個所抜粋)

平成28年6月13日 次世代の学校指導体制にふさわしい教職員 の在り方と業務改善のためのタスクフォース

| **I ~ I** | (略)

Ⅲ 改革に向けた基本的な考え方と重点的に講ずべき改善方策

- 1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する
- (1)~(2)(略)
- (3) 統合型校務支援システム等を整備し、校務を効率化・高度化する
 - 校務の情報化は、校務分掌に関する業務や服務管理上の事務等の管理を標準化し、 業務の効率化を図る点で有効¹であり、積極的に推進していく必要がある。また、校 務の情報化が進むことにより、教職員が学校運営や学級経営に必要な情報、児童生徒 の状況等を一元管理、共有することが可能となり、打合せの縮減はもとより、学校運 営や学級経営の改善を含め、教育の質を高めることにつながる。また、保護者への多 角的な情報提供も可能となる。
 - 情報化の推進と併せて、セキュリティ対策、情報保全などの充実を図るとともに、 災害時に学校は地域の避難所となることを踏まえ、学校で使用する情報システム等を 災害用ネットワークとして有効に機能させる観点からも、情報基盤を整備する必要性 が高まっている。
 - 以上のように、校務の情報化を進めるにあたっての基盤的役割を果たす統合型校務 支援システムは、単に帳票等を電子化するシステムではなく、学校運営・学級経営の 改善等にも資する「学校支援システム」として機能することが期待される。
 - 一方,現状においては,①教育委員会・学校ごとに業務フローや様式が異なる,② システムに精通した人材の配置や体制が確立されていない,③必要な予算が確保され ていない等の理由により,統合型の校務支援システムは十分に整備されておらず²,こ れら課題を踏まえた実効性ある支援策を講じていく必要がある。
 - また、個人情報の校外への持ち出しを禁止している現状の中、教員の家庭事情(子育て、介護等)等を背景として、柔軟な勤務形態が求められている状況もある。このため、教員の家庭事情等の特別な場合に限り、セキュリティ環境を確保した上で、勤

¹ ある自治体では、統合型校務支援システムを導入した結果、学校における各種調査の作成・集計、指導要録や週案、通知表の作成、出席管理、成績処理などの事務業務が大幅に効率化され、掲示板機能等のグループウェアの活用による打合せの短縮・合理化につながっているなどの効果が報告されている。統合型校務支援システムの導入により、教頭一人当たり年間229.8 時間、クラス担任をしている教員一人当たり年間224.1 時間の業務が軽減されたなどの報告もある。

² 教員の校務用コンピュータの整備率は114%と目標水準の100%を超えている。一方,業務改善効果の大きい統合型校務支援システムの導入は4割程度にとどまる(平成26年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査)。また,校務用サーバーについては,学校内や教育委員会内の設置がほとんどで,クラウドの活用は進んでいない(クラウドサービスを利用している割合は4%程度)(平成27年度ICTを活用した教育を推進する上での望ましい環境構成に関する調査研究(速報値))。

務時間中において学校外で業務を行うことができる環境整備を検討する必要がある。

<具体的な改善方策>

【国】

- ◆学校現場における統合型校務支援システム等の整備を促進するため,以下の取組を推進する。
 - ・統合型校務支援システムの導入等のICTの活用により、業務の改善や教育 活動の質の向上に及ぼす効果について実証的な調査研究を実施
 - ・各自治体における地方財政措置の活用の促進を含め、統合型校務支援システムの導入を積極的に推進
 - ・共同調達・共同運用やクラウド化の推進による導入・運用コスト削減等に関する支援(統合型校務支援システムの導入に関するガイドラインや標準的な調達仕様の作成及び通知の発出等)
 - ・システムに精通した人材の配置・体制の確立に関する支援の検討
 - ・勤務時間管理に必要なシステム構築に対する支援の検討 ※3.(1)に対応
 - ・勤務時間管理の在り方やセキュリティ面等に配慮したリモートアクセス等に ついての実証研究を実施し、ガイドラインを検討
 - ・学校において備えなければならない表簿3について、電磁的記録によって作成・保存・管理することが可能である旨の周知を推進

【教育委員会】

- ◆統合型校務支援システムの導入を積極的に推進するため、整備計画を策定する とともに、システムの導入の目的やビジョンの作成・共有や、システムに精通 した人材の配置等体制の確立を推進する。
- ◆システムの導入に合わせて、学校セキュリティ・ポリシーの見直しや、指導要録などの電子保存や電子印を認めるなど業務の進め方や規定類の変更などを検討する。また、教育委員会から学校への通知や、学校から教育委員会への報告などの標準化や簡略化などを検討する。
- ◆限られた予算の中で,効率的なシステム調達・運用を行う観点から,都道府県 単位や市町村合同での共同調達・運用,クラウド化に向けた取組を進める。
- ◆国の検討状況等を踏まえ、リモートアクセス等の取扱い基準を検討する。
- ◆印刷機やコピー機等のOA機器の現代化など、業務効率化の前提となる環境整備を積極的に推進する。

【学校】

◆統合型校務支援システムを活用することで、子供に向き合う時間を確保できるよう、成績管理や報告文書作成等の業務の負担軽減を推進する。

³ 学校教育法施行規則第28条において規定。

2. 教員の部活動における負担を大胆に軽減する

(略)

3. 長時間労働という働き方を見直す

改革の基本的な考え方

- 業務改善を断行するためには、教職員の働き方そのものの価値観の転換が必要である。ワーク・ライフ・バランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を加速し、教職員の働き方を不断に見直していくとともに、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していく必要がある。
- 〇 教職員が本来の労働時間で退校することを理想の姿として目指し、講じうる措置を 一体的・総合的に推進することとし、学校、教育委員会、国のパッケージの取組(明 確な目標設定と、適切なフォローアップ・改善支援)により、実効性を確保する。

(1) 長時間労働を是正し、勤務時間管理の適正化を推進する

○ 管理職による現認・記録、タイムカードの導入やパソコンのログ取りによる確認・ 記録など、様々な把握の方法を通じ、適切な労働時間の管理に資するよう、責任をも って教職員の労働時間を可視化していくシステムの構築を図るとともに、管理職をは じめ、教職員の公務員労働法制のコンプライアンスの強化が必要である。

$(2) \sim (4)$

(略)

<具体的な改善方策>

【国】

(略)

【教育委員会】

関係部署が有機的に連携し、勤務時間管理や労働安全衛生管理等の勤務環境の改善に向けた取組を一体的に支援し、フォローアップを実施する。

- ◆教育委員会がイニシアチブを取って、学校における勤務時間管理の実施を徹底 する。
 - ・教職員の勤務時間管理の確実な実施(勤務時間管理システムの導入,明確な 目標の設定・周知,フォローアップ)

【学校】

(略)

4. 国、教育委員会の支援体制を強化する

(略)